

令和2年度前橋市空き家対策支援事業（外装改修事業）補助金交付要項

令和2年5月15日から令和3年3月31日まで

取扱担当課 前橋市役所建築住宅課（8階）	電話 898-6081（直通） 224-1111（内線3830）
-------------------------	-------------------------------------

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	空き家となる前から改修することで、周辺に重大な影響を及ぼすような状態になることを予防し、空き家の発生を抑え、住み続けてもらうことを目的とします。
内容	用語の定義 1 住宅 ここでいう住宅とは、60歳以上の者が居住していて、築25年以上経過している戸建ての住宅（店舗等併用住宅を含む。）とします。共同住宅等については補助の対象となりません。 ※令和3年3月31日時点で60歳以上の者を対象とします。 ※納税通知書の課税明細書（家屋）において、建築年が平成7年以前の住宅を対象とします。 2 事業完了日 工事が終了し、契約の相手方へ代金を支払った日（領収書等に記載の日付）
	事前相談 1 この補助金を申請するにあたり、前橋市空家利活用センターに事前相談を行ってください。 (1) 事前相談の期間は、令和2年7月2日（木）から同年7月15日（水）までです。 (2) 相談時に所得金額確認同意書（様式第1号）を提出してください。
	補助金の申請ができる者 1 この補助金の申請ができる者は、補助金の交付申請日において、次の全ての条件に該当する個人とします。 (1) 申請及び着工前に前橋市空家利活用センターに相談を行った者 (2) 改修しようとする住宅の所有者または所有者の配偶者、若しくは親子関係にある者で、かつ、そこに居住している者 (3) 昨年度までに本事業の補助を受けていない者 (4) 市税の滞納がない者 (5) 本事業の対象となる工事に関し、国または本市等が実施する他の補助金を受けていない者 2 事前相談の結果、建築年の古い順に150件までの住宅が対象となります。
	交付条件 1 着工前に申請すること。 2 改修しようとする住宅に居住している世帯員の中に、令和元年の所得金額において500万円以上の者がいない世帯であること。 3 前橋市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していないこと。 4 契約の相手方は、前橋市内に本店、支店または営業所がある事業者に限ります。 5 業者等と契約を結ぶことなく、申請者自身が行った工事は補助対象としません。

		<p>6 申請者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>7 対象事業を実績報告書の提出期限までに完了しなければなりません。</p> <p>8 申請者は、実地調査及び補助事業の遂行に関する報告に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p>
	補助金の交付の対象となる工事	<p>この補助金の交付の対象となる工事は、屋根（ふき材料及び防水材料）、外壁、雨樋等の外部に面している部分の改修に限ります。</p> <p>※屋根、外壁等の塗装を含む。</p> <p>※テラス、ベランダ、バルコニーの改修を含む。</p>
	補助金の交付の対象とならない費用	<p>以下の費用は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計費、調査費、各種申請手数料、現場管理費、その他諸経費等 ・開口部や玄関等の交換費用（扉、戸、窓ガラス、サッシ等） ・窓枠、玄関、雨戸、戸袋、格子等の塗装 ・内装部分の改修費用 ・給排水等の設備に関する改修費用 ・物置、カーポート等の附属の構築物の改修 ・他の補助事業に係る工事費用等 ・すでに着工済の工事費用等
	交付金額	<p>1 この補助金の額は、次のとおりとします。なお、令和2年度前橋市一般会計予算に予算計上された範囲内の額とします。</p> <p>2 対象となる工事費用の3分の1を上限とし、15万円以内とします。（1,000円未満の端数は、切り捨てます。）</p>
	交付回数	<p>1 補助金の交付は1住宅当たり1回限りとします。</p> <p>2 申請者1人につき、1棟1回限りとします。</p>
交付 手 続 等	申請書の配付	申請書は、令和2年7月16日（木）から補助該当者宛てに順次郵送します。
	受付期間	補助金の交付申請に係る受付期間は、令和2年8月4日（火）から同年8月31日（月）までの個別に定める期間とします。
	交付申請の方法	<p>補助金の交付を申請しようとする者は、工事開始前に次の書類を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請書（様式第2号） (2) 申請者本人と同居している家族全員の氏名が分かるもの（住民票の写し等） (3) 工事見積書の写し（代表者印のあるもので、工事内容と費用の内訳が分かるもの） <p>※国または本市等の他の補助金を申請する場合は、その補助金の対象となる部分が見積書の写し</p> <ol style="list-style-type: none"> (4) 最新の納税通知書の課税明細書の写し、または評価証明書の写し (5) 市税の未納が無いことが分かる証明の写し（完納証明書） (6) 工事場所の写真（施工前）

	交付決定	申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知します。 ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認めません。
	契約の相手方等が、変更となった場合の手續	契約の相手方を変更した場合や大幅に工事の内容を変更した場合は、変更の手續が必要となります。遅滞なく次の書類を提出し、その旨を報告してください。 (1) 変更承認申請書（様式第4号） (2) 変更後の工事見積書の写し
	変更承認決定の時期等	変更承認申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し変更承認通知書（様式第5号）を申請者に通知します。
実績報告等	実績報告書の提出	1 申請した事業が完了した際は、事業完了日から30日以内に次の書類を提出してください。最終の提出期限は令和3年3月19日（金）です。 (1) 実績報告書（様式第6号） (2) 工事領収書の写し、または振込み受付書等の写し (3) 工事完了箇所の写真（施工後） (4) 通帳の表紙の裏（支店名、口座名義（フリガナ）が分かるもの）の写し 2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）を申請者に通知します。
	補助金の請求	補助金額の確定後、請求書（様式第8号）により補助金を請求してください。
	交付決定の取消し、または補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき (2) この要項交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき 2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。
取下げ	対象事業等が中止となった場合、年度中に完成しない場合の手續	取下げの手續が必要になりますので、取下げ書（様式第9号）を提出してください。 提出後、取下げ通知書（様式第10号）を申請者に通知します。
様式	申請書等の書式	1 所得金額確認同意書（様式第1号） 2 補助金交付申請書（様式第2号） 3 補助金交付決定通知（様式第3号） 4 変更等承認申請書（様式第4号） 5 変更承認通知書（様式第5号） 6 実績報告書（様式第6号） 7 補助金額確定通知書（様式第7号） 8 請求書（様式第8号） 9 取下げ書（様式第9号） 10 取下げ通知書（様式第10号）